

「JAバンク投信ネットサービス規定」変更新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

Page	新	旧文書	備考	差分
				(略)
新:1 旧:1	第4条 (本サービスの利用の申込み)	第4条 (本サービスの利用の申込み)		
				(略)
新:1 旧:1	② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第2条第1号に定める投資信託口座の開設および同第2号に定める非課税口座の開設はご利用いただけません。	② 満18歳以上であること。なお、満75歳以上のお客様は、第2条第1号に定める投資信託口座の開設はご利用いただけません。		<u>変更</u>
				(略)
新:2 旧:2	第6条 (第三者による利用の禁止等)	第6条 (第三者による利用の禁止等)		
				(略)
新:2 旧:2	2 お客様は、本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、第10条に定めるお客様の投資信託の取扱店に速やかに連絡し、本サービスの停止等必要な措置をお申出いただくものとします。	2 お客様は、本サービスのご利用に際し、第三者による利用がなされた場合またはそのおそれがある場合は、第10条に定めるお客様の投資信託の取扱店に速やかに連絡し、本サービスの停止等必要な措置をお申 <u>し</u> 出いただくものとします。		<u>変更</u>
				(略)
新:3 旧:3	第11条 (印鑑の届出)	第11条 (印鑑の届出)		
				(略)
新:3 旧:3	ただし、投資信託にかかる手続き等のためにお客様が取扱店に来店される場合等で、お客様が最初に対面での投資信託の買付け、解約等の取引、届出、手続き(以下、「対面取引」といいます。)の依頼をされるときには所定の印鑑届により印鑑(以下、「お届出印」といいます。)を届け出るものとし、それ以降、対面取引等の場合は、お届	ただし、投資信託にかかる手続等のためにお客様が取扱店に来店される場合等で、お客様が最初に対面での投資信託の買付、解約等の取引、届出、手続(以下、「対面取引」といいます。)の依頼をされるときには所定の印鑑届により印鑑(以下、「お届出印」といいます。)を届け出るものとし、それ以降、対面取引等の場合は、お届出印を		<u>変更</u>

Page	新	旧文書	備考	差分
	出印を使用することとします。	使用することとします。		
				(略)
新:4 旧:4	第 19 条 (注文の取消し)	第 19 条 (注文の取消)		<u>変更</u>
				(略)
新:4 旧:4	第 20 条 (注文の執行)	第 20 条 (注文の執行)		
				(略)
新:4 旧:4	① 買付注文の場合で即時口座振替サービスによる口座引落しができなかったとき。	① 買付注文の場合で即時口座振替サービスによる口座引落しができなかったとき		<u>変更</u>
新:4 旧:4	② 当該注文が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当会が認める場合。	② 当該注文が法令等または本規定に定める事項のいずれかに反する、または、反するおそれがあると当会が認める場合		<u>変更</u>
新:4 旧:4	③ 当会が取引の健全性に照らし、不適当と認める場合。	③ 当会が取引の健全性に照らし、不適当と認める場合		<u>変更</u>
				(略)
新:6 旧:6	第 26 条 (本サービスの解約)	第 26 条 (本サービスの解約)		
				(略)
新:6 旧:6	① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき。	① お客様が取扱店に本サービス解約の所定の届出をされたとき		<u>変更</u>
新:6 旧:6	② お客様の投資信託口座が解約されたとき。	② お客様の投資信託口座が解約されたとき		<u>変更</u>
新:6 旧:6	③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき。	③ お客様が J A サービス I D の利用を終了したとき		<u>変更</u>
新:6	④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当会が本サービ	④ お客様が法令等または本規定に違反したなど、当会が本サービ		<u>変更</u>

Page	新	旧文書	備考	差分
旧:6	スの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。__	スの解約を必要とする相当の事由が生じたとき		
新:6 旧:6	⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき。__	⑤ 成年後見制度の届出を受けたとき		<u>変更</u>
新:6 旧:6	⑥ 相続の開始があったとき。__	⑥ 相続の開始があったとき		<u>変更</u>
新:6 旧:6	⑦ 当会がサービス継続上において支障があると判断したとき。__	⑦ 当会がサービス継続上において支障があると判断したとき		<u>変更</u>
新:6 旧:6	第 27 条（免責事項）	第 27 条（免責事項）		
				（略）
新:6 旧:6	① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当会の責めによらない事由により投資信託の買付け、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合。__	① 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または <u>当会</u> の責めによらない事由により投資信託の買付、解約の注文の執行、金銭および受益証券の授受または受益権の振替の手続等が遅延し、または不能となったことにより生じた場合		<u>変更</u>
新:6 旧:6	② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合。__	② 前号の事由により解約代金等の指定貯金口座への入金が遅延したことにより生じた場合		<u>変更</u>
新:6 旧:6	③ 当会または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合。__	③ 当会または J Aバンクのシステムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合		<u>変更</u>
新:6 旧:6	④ 当会以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合。__	④ 当会以外の金融機関等の責めに帰すべき事由があった場合		<u>変更</u>
				（略）
新:6 旧:6	⑥ 当会が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合。__	⑥ 当会が定める以外の通信機器または回線等を使用し、お客様が本サービスをご利用された場合		<u>変更</u>
新:6 旧:6	⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合。__	⑦ やむを得ない事由による本サービスの提供の中止もしくは中断、または内容等の変更を行った場合		<u>変更</u>

Page	新	旧文書	備考	差分
				(略)

附則

この規定の変更は、令和8年9月1日から施行する。